

公設試知的財産アドバイザー 採用基準

平成26年1月
一般社団法人発明推進協会

知的財産に関する専門知識を有する人材を活用して公的試験研究機関の知財管理・活用体制の整備を支援することにより、公的試験研究機関における研究成果の事業者への円滑な移転を促進し、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上に寄与するという「公的試験研究機関知財管理活用支援事業」(以下「本事業」という。)の目的に鑑み、公設試知的財産アドバイザーの採用基準を以下に定める。

1. 採用基準

応募者の職歴等を記した履歴書による書類審査(実務経験等の確認)を行い、「2. 公設試知的財産アドバイザーの要件」を満たした者に対して、知的財産マネジメント等に関する経験、能力、実績に関する面接審査を実施し、必須要件及び任意要件の充足程度を総合的に評価し、派遣先機関等のニーズに適した人材を採用する。

2. 公設試知的財産アドバイザーの要件

公設試知的財産アドバイザーは、知的財産マネジメントに関する知識・スキル及び企業等における経験を有するとともに、高いコミュニケーション能力と主体的な行動で、派遣先機関において信頼されることが不可欠である。

よって、下記の(1)の要件を必須とし、さらに(2)の任意要件を含めて、総合的に評価し、採用する。

(1) 必須要件

- ① 知的財産制度及び知的財産マネジメントに関する高度な専門的知識を有し、企業等において知的財産管理部門、経営企画部門、事業部門、研究開発部門等(以下、「知財管理部門等」という。)のいずれかの部門における十分な実務経験を有すること。
※実務経験5年以上が望ましい。
- ② 知財管理部門等において指導的業務(管理職又はそれに相当する職)に携わった経験を有し、知財管理部門等における人材育成能力を備えていること。
※実務経験3年以上が望ましい。
- ③ 派遣先機関の状況及びニーズに応じて、知的財産管理活用体制構築の設計ができること。
- ④ 心身ともに健康であること。

(2) 任意要件

- ① 大学、企業等の知的財産管理部門での業務経験を有すること。
- ② 大学、企業等との間での共同研究・委託研究の推進等、産学官連携についての実務経験を有すること。
- ③ 複数の企業又は大学による共同研究開発プロジェクト等において、知的財産活動に関するマネジメント経験を有すること。
- ④ 派遣先機関における知的財産管理活用体制構築支援に対する積極性と、派遣先機関の組織に柔軟に対応できること。

(別紙3)

- ⑤ 自治体、公設試、中小企業支援センター、商工会・商工会議所、大学、金融機関等と連携した中小企業支援に関する実績（研究開発プロジェクトマネージャー、課題解決専門家、地域経済活性化のための調査研究、各種中小企業支援に関する委員等）を有すること。
- ⑥ 推薦者による専門人材の業務遂行能力に関する推薦があること。